

～消費者注意情報～

「消費者生活総合センター」からの架空請求ハガキに注意！

(令和4年3月31日)

「消費者生活総合センターから訴訟内容の確認に関するハガキが届いた」という相談が消費生活センターに寄せられています。(ハガキ例は裏面参照)

「消費者生活総合センター」という組織は行政には存在しません。
絶対に連絡をとらないでください。

～消費者へのアドバイス～



★ 類似の名前に惑わされないでください

東京都には、「消費者生活総合センター」などという組織は存在しません。

また、東京都消費生活総合センター及び各地の消費生活センターは、訴訟内容の正当性を確認する機関ではありません。記載内容から見ても明らかな架空請求ハガキです。

★ 東京都消費生活総合センターは、相談をしたことのない方に電話をかけたりハガキを送ったりすることはありません！

★ 「訴訟に関する通知書」がハガキで送られてくることはありません！

「訴訟」や「財産の差押え」などという言葉で消費者を不安にさせて、電話をかけさせる手口です。裁判所からの書類がハガキの形で送られてくることはありません。消費者が電話をかけると、最終的には金銭をだまし取られることとなります。架空請求は一切、相手をせず、無視するようにしましょう。

★ 消費生活センターにご相談ください！

架空請求では、「消費者センター」、「国民生活センター」、「法務省」などの誰もが知っているような公的な機関を騙って、消費者を信用させようとする事例が多く見受けられます。架空請求のハガキやメールが送られてきたときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155 (相談専用電話)

03-3235-2400 (架空請求110番)

当該企業とはどこの誰なのか、具体的な名称を書いていません！

穏便な解決に向けて相談を受けると言いながら、連絡がない場合は財産の差押え等が執行されると脅して不自然です！

(実際に送付されたハガキ)
確認通知のお知らせ

令和4年 受理番号 △-△△△

この度ご通知いたしましたのは、あなたが以前に契約された会社に対しての契約不履行に契約会社が裁判所に提訴されたことをここに通知いたします。

つきましては担当職員から契約内容について確認させていただきたい事柄が御座いますので受理番号をお伝えください。当センターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。つながりにくい場合、しばらくたってからおかけ直し下さい。

尚、このままご連絡なき場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。又、記憶にないからと放置された方が執行官立ち合いの元給料や財産の差し押さえをされる事例が御座いますので、十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡をお願いします。

9:00~17:00 (日・祝日を除く)
 お問い合わせ先 03-0000-0000
 〒・・・東京都江東区・・・・・・・・

消費者生活総合センター

訴訟に係る確認がハガキで送られてくることはありません！

何の契約金でいくらの不払いがあるのか不明です。そうした中で、財産の差押え執行の要求を裁判所が受理することはありません！

身に覚えのないという人に、電話連絡をさせる手口です。絶対に電話しないでください！

「STOP架空請求」で架空請求通報受付中（東京くらしWEB）
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku>

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意ください！！（消費者庁）
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_010/